

広報

うおづ

臨時増刊号

№ 336

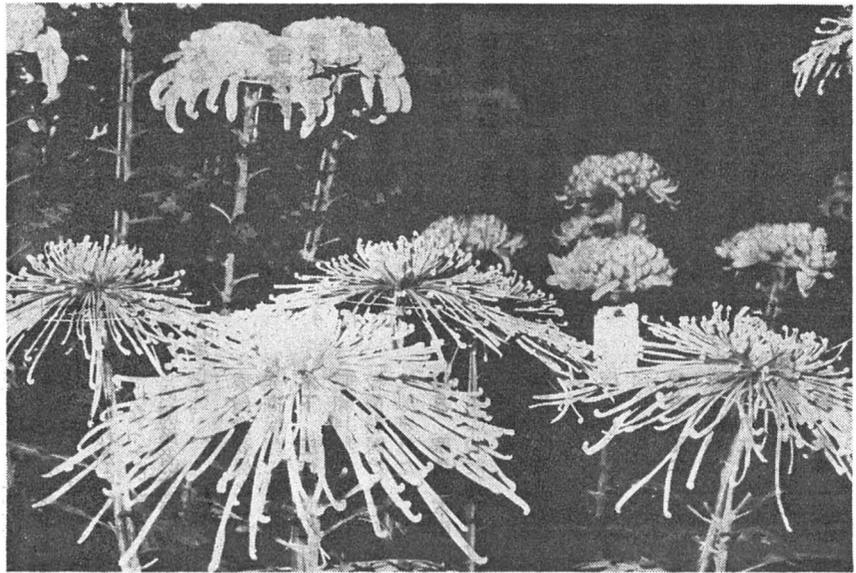
昭和48年11月15日発行
発行所 富山県魚津市役所
(〒937)

昭和27年9月13日第3種郵便物認可/毎月1日1回発行/定価1部10円

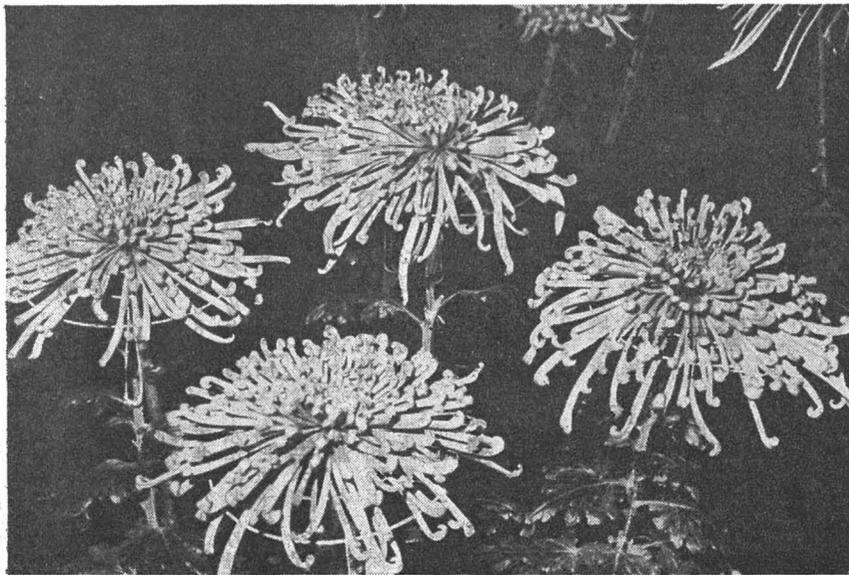
魚津市菊花展より

白菊の
目に立てゝ見る
塵もなし

芭蕉



(として保存しましょう)



もくじ

菊かおる日に栄えある表彰.....	2ページ
大杉台住宅団地宅地分譲区画図.....	3ページ
勤信協の融資が大巾に引上げられました.....	4ページ
大杉台住宅団地宅地分譲申込み受付はじまる.....	5ページ

菊かおる日に栄えある表彰

市政発展に尽くした人々

二十五名表彰される

☆ 11月2日、市政や産業経済、教育、文化などの振興と発展
 ☆ に尽され功績のあった方二十五名について、市表彰規則にも
 ☆ とついで、それぞれ表彰が行なわれました。今年も表彰規則
 ☆ が制定されて第一回目の表彰であり、これから毎年11月3日
 ☆ に功績のあった方々を表彰することになっていきます。表彰式
 ☆ は市役所3階大会議室で、市長はじめ関係者多数出席して行
 ☆ なわれ表彰状と記念品が贈られました。

人命救助

橋本松治 新角川一丁目2-4
 昭和47年11月16日の人命救助行
 為は市民の模範とするところ
 であった

職能功勞

野崎喜一郎 慶野138
 昭和13年から魚津郵便局に勤務
 し、終始一貫表裏なく郵便外務
 に精励され市民の福祉増進に
 尽された

教育功勞

青木 節三 鴨川町1-8
 昭和15年から市立村木小学校学
 校医として保健教育の振興に
 尽された

大谷 清瑞 小川寺3026
 永年にわたり魚津市文化財調査

委員会委員として文化財の調査

発掘保存に尽された
 木下 庄作 文化町9-6
 昭和14年から市立本江小学校学
 校歯科医として保健教育の振興
 に尽された

高月 宗久 本町一丁目7-13
 永年にわたり学校教育の振興に
 尽された

高橋 実 友道2-107
 多年にわたり魚津市社会教育委
 員として本市社会教育の振興に
 尽された

松井 正二 文化町6-20
 永年にわたり学校教育の振興に
 尽された

産業経済功勞

魚崎 義雄 港町6-11
 多年にわたり遠洋漁業の発展に

努められ本市水産業の振興に
 尽された

大西 才二 火の宮町2-23
 多年にわたり北洋漁業の漁撈長
 として業務に精励され後進の指
 導育成に尽された

金子和右衛門 虎谷208
 多年にわたり造林の普及と扶育
 に努力され本市林業の振興に
 尽された

境 末治 大光寺1740
 野菜産地の育成と品種改良の普
 及に努力され本市野菜栽培の振
 興に尽された

関井豊三 新金屋一丁目1-5
 堅地漆器塗りの研究と後進の技
 術指導に尽された

本井 一義 小川寺2932
 多年にわたりぶどうの栽培技術
 の研究と改良に努められ本市果
 樹栽培の振興に尽された

横田 一郎 浜経田3201
 多年にわたり遠洋漁業の発展に
 努められ本市水産業の振興に
 尽された

災害防護功勞

加藤 信政 本新80
 昭和18年から魚津市消防団にあ
 って献身その職務に精励され本
 市の防災と住民の福祉増進に
 尽された

厚生事業功勞

梅田しかり 住吉2945
 昭和18年から上口保育園保母と
 して職務に精励され一意専心本

市の児童福祉の向上に尽された
 沢泉静子 新金屋一丁目5-29

昭和18年から魚津第二保育園保
 母として職務に精励され一意専
 心本市の児童福祉の向上に
 尽された

更生保護功勞

本井 ハル 小川寺2916
 永年にわたり母子家庭の相談指
 導と母子福祉の向上に尽された

交通安全功勞

田浦 とめ 緑町1-41
 昭和25年から保護司として青少
 年の更生指導に努力され魚津市
 の明るい環境づくりに尽された

市政功勞

中川耕作 新金屋一丁目6-25
 多年にわたり交通安全思想の普
 及と交通事故防止に尽された。

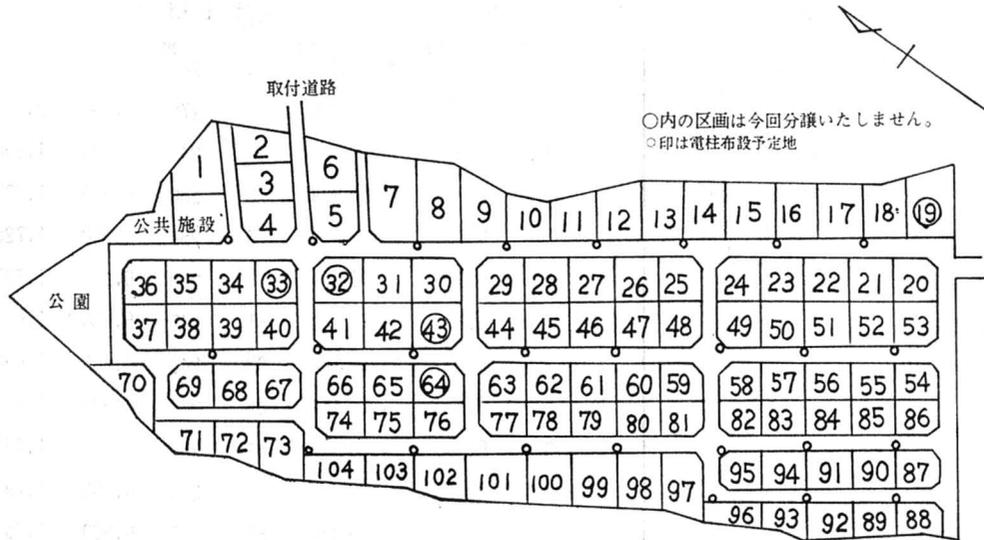
大崎利三男 北鬼江876
 昭和32年から魚津市農業委員
 会の委員として市政に参画され地
 方自治の発展に尽された

関口 昌次 天神野新2302
 多年にわたり魚津市農業委員
 会の委員として市政に参画され地
 方自治の発展に尽された

相馬 庄八 相ノ木426
 昭和35年から魚津市農業委員
 会の委員として市政に参画され地
 方自治の発展に尽された

西尾順之助 青島256
 昭和32年から魚津市農業委員
 会の委員として市政に参画され地
 方自治の発展に尽された

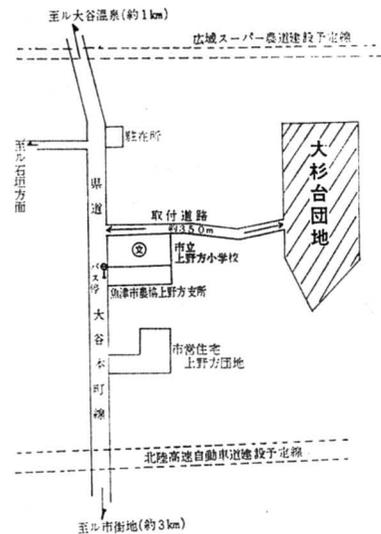
大杉台住宅団地宅地分譲区画図



画地別宅地分譲予定価格表

宅地番号	面積	単価	金額	宅地番号	面積	単価	金額
	m ²	円	円		m ²	円	円
1	360	5,800	2,088,000	21	320	6,900	2,208,000
2	260	6,900	1,794,000	22	320	6,900	2,208,000
3	320	6,900	2,208,000	23	320	6,900	2,208,000
4	400	7,500	3,000,000	24	315	6,900	2,173,500
5	250	7,500	1,875,000	25	315	6,900	2,173,500
6	260	6,900	1,794,000	26	320	6,900	2,208,000
7	500	7,500	3,750,000	27	320	6,900	2,208,000
8	430	7,500	3,225,000	28	320	6,900	2,208,000
9	320	6,900	2,208,000	29	315	6,900	2,173,500
10	250	6,400	1,600,000	30	355	7,500	2,662,500
11	270	6,400	1,728,000	31	360	7,500	2,700,000
12	360	6,900	2,484,000	34	320	7,500	2,400,000
13	500	6,900	3,450,000	35	320	5,800	1,856,000
14	420	6,900	2,898,000	36	315	5,800	1,827,000
15	450	6,900	3,105,000	37	315	7,500	2,362,500
16	440	6,900	3,036,000	38	370	7,500	2,775,000
17	380	6,900	2,622,000	39	320	7,500	2,400,000
18	400	6,900	2,760,000	40	315	7,500	2,362,500
20	315	6,900	2,173,500	41	355	7,500	2,662,500

団地附近見取図



勤信協の融資が大巾に 引上げられました

(結婚資金制度の貸出しが)
できました

県内に住居をもつ勤労者が、自分の家を持ちたい、生活資金や教育資金が足りない、結婚するのに資金が不足するときなど、勤労者信用基金協会の保証によって、労働金庫から融資が受けられます。

▶一般生活資金

融資額 = 1万円以上20万円まで
期間 = 5ヵ月払い～36ヵ月払い
利率 = 年9%

▶住宅資金

融資額 = 30万円以上～50万円まで
期間 = 元金均等200回払い
利率 = 年8.76%

借入目標額の1/4以上を所用日の3ヵ月以前に労働金庫のホームプラン預金にご加入の方。
(但し、住宅積立預金に加入していない場合は、300万円を限度として、利率は年9%)

▶教育資金

融資額 = 20万円～50万円まで
期間 = 据置期間(在学中)を含め10年以内(短大は8年以内)
利率 = 年8.4%

▶結婚資金貸出

融資額 = 20万円～50万円まで
期間 = 5年以内
利率 = 年8.4%

なお、それぞれの資金貸出しについては次の条件を満していること。

- ・現在の職場に生活資金の場合は2年以上、住宅資金、結婚資金の場合は3年以上、教育資金の場合は10年以上勤続していること。
- ・平均月収が毎月返済金の、生活資金の場合は5倍以上、住宅資金の場合は3倍以上、教育資金の場合は、退職金が融資額以上あること。
- ・結婚資金の場合は、婚約が成立しているもの、結婚後3ヵ月以内のもの。
- ・確実な保証人が1名以上いること。

画地別宅地分譲予定価格表

宅地 番号	面積	単 価	金 額	宅地 番号	面積	単 価	金 額
	m ²	円	円		m ²	円	円
42	360	7,500	2,700,000	75	280	7,500	2,100,000
44	315	6,900	2,173,500	76	275	7,500	2,062,500
45	320	6,900	2,208,000	77	245	6,900	1,690,500
46	320	6,900	2,208,000	78	250	6,900	1,725,000
47	320	6,900	2,208,000	79	250	6,900	1,725,000
48	315	6,900	2,173,500	80	250	6,900	1,725,000
49	315	6,900	2,173,500	81	245	6,900	1,690,500
50	320	6,900	2,208,000	82	245	6,900	1,690,500
51	320	6,900	2,208,000	83	260	6,900	1,794,000
52	320	6,900	2,208,000	84	260	6,900	1,794,000
53	315	6,900	2,173,500	85	260	6,900	1,794,000
54	255	6,900	1,759,500	86	255	6,900	1,759,500
55	260	6,900	1,794,000	87	250	6,900	1,725,000
56	260	6,900	1,794,000	88	250	6,400	1,600,000
57	260	6,900	1,794,000	89	270	6,400	1,728,000
58	255	6,900	1,759,500	90	260	6,900	1,794,000
59	245	6,900	1,690,500	91	260	6,900	1,794,000
60	250	6,900	1,725,000	92	320	6,400	2,048,000
61	250	6,900	1,725,000	93	260	6,400	1,664,000
62	250	6,900	1,725,000	94	260	6,900	1,794,000
63	245	6,900	1,690,500	95	250	6,900	1,725,000
65	280	7,500	2,100,000	96	270	6,400	1,728,000
66	275	7,500	2,062,500	97	550	6,900	3,795,000
67	350	7,500	2,625,000	98	550	6,900	3,795,000
68	360	7,500	2,700,000	99	470	6,900	3,243,000
69	350	7,500	2,625,000	100	460	6,900	3,174,000
70	450	6,900	3,105,000	101	720	6,900	4,968,000
71	300	6,400	1,920,000	102	550	6,900	3,795,000
72	240	6,400	1,536,000	103	350	6,900	2,415,000
73	350	6,900	2,415,000	104	370	6,900	2,553,000
74	275	7,500	2,062,500				

忙しい時こそ

忘れられがちな1人ぐらしの老人に

いたわりを

大杉台住宅団地

宅地分譲申込み受付はじまる

▼ このたび、財団法人魚津市開発公社が造成していた、魚津市大杉台住宅団地がほぼ完成し、分譲できることとなったので次により申込みの受付をいたします。

▼分譲する宅地の数は

99区画(位置等は別紙のとおり)
宅地の面積および価格は別表のとおり。

▼申込者の資格要件

(1)魚津市内に住所を有するもので自から居住するための住宅を建築するため宅地を必要とする人で同居家族(婚約者も含む)が1人以上ある人であること。
(2)現在住宅に困っている人であること。

(3)分譲契約締結後2年以内に自からの住宅を建築して居住できる人であること。

(4)本契約締結の際、その契約について2名の連帯保証人を必要とすること。

▼分譲代金の支払方法

(1)譲受人は売買仮契約を締結するとき、契約金として分譲予定価額の10割相当額を理事長の発行する納入通知書により納付しなければならぬ。契約金は売買代金の一部に充当するものとし無利息とする。

(2)分譲代金は即納と分割納付の方法とする。

が直接持参してください。郵送による申込みは受付いたしません。

◎必要添付書類等

(1)住民票謄本(同居家族全員記載のもの)

(2)婚約中の方は婚約証明書(必要方には印刷した証明書用紙をお渡しいたします)

(3)印鑑(印鑑証明のとれるもの)

(4)給与証明または所得証明書

▼分譲者の決定

資格審査のうえ各区画ごとに行ないます。1区画について申込者が2名以上のときは抽せんにより分譲者および補欠者を決定いたします。

(1)抽せんの日時および場所
日時 48年12月10日(月)午前10時

場所 魚津市役所第3会議室

(2)抽せんは公開で行ないます。

(3)抽せん結果は別途お知らせいたします。

(4)補欠の効力は(本契約)を締結したときは消滅いたします。

(5)分譲の決定した方は別途指定する期限までに土地売買仮契約を締結いたします。

(6)本契約については、地番、地積および価格が決定した時点においてすみやかに締結していただきます。

▼宅地の譲渡に対する附帯条件

(1)譲受人は契約の日の翌日から起算して2年以内に自己が居住する住宅(アパート、工場等営業用建築物は建築できません)を建築関係法令等の諸規定に基づき建築しなければなりません。

(2)譲受人は譲り受けた宅地の所有権移転登記の翌日から起算して10年以内に譲り受けた宅地または宅地の上に建築された建築物に

関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を設定または移転をしようとするときは

(1)相続、その他の一般承継による権利が移転する場合

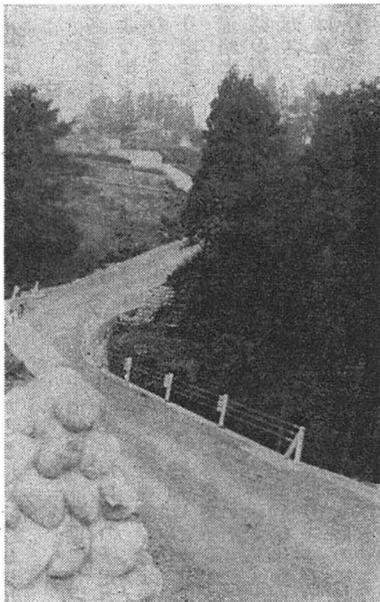
(2)滞納処分強制執行、競売法による競売によりその権利が移転する場合

の他は譲渡人(魚津市長)の承認を受けなければ権利の処分はできません。

▼買戻しの特約

譲渡した宅地には権利処分制限を受ける期間までの間買戻しの特約をつけ、譲受人またはその承継人が契約の翌日から起算して2年以内に自己の居住する住宅を建築しない場合、または権利の設定または移転の承認に付された条件に違反した場合は買戻権を行使します。譲受人の申請により譲渡人において特別の事情があると認められる場合については前項の期間を延長することができる。

(3)所有権の移転登記
土地の所有権移転登記は、市において分譲代金完納時点で嘱託登記をいたしますが、これに要する費用は譲受人の負担となります。なお、必要に応じてこれに関する証明書を交付します。



(分譲地取付道路)

(6ページに続く)

大杉台住宅団地の特色

この分譲地は、魚津市が行なう住民政策の一環として市民の住宅需要に応えるために(約一万五千坪)約四万九千六百平方メートルの面積を有する緑豊かな自然に囲まれた台地に造成されており、富山湾を一望でき、備ヶ岳や立山連峰を仰ぐことのできる風光明媚な環境良好な住宅団地であります。また上・下水道やガス施設を集約し、近代的な生活が楽しめるよう配慮されています。



造成中の大杉台分譲地

造成されている 宅地のあらまし

- ①各宅地は、道路面より高くなるよう配慮して造成してありますので、道路面より低い宅地はありません。
- ②道路と宅地の間には、すべて道路の附属物として側溝を設け、ガス、上水道、下水道の取付管は各宅地内に引きこみをしてあります。
- ③道路はすべて、公道とし、全面舗装をいたします。
- ④電柱の設置については、宅地の境界に近い道路上に設置するよう配慮しています。(都合によっては、境界から離れた宅地に接する道路上に設置する場合等もあります。)

その他について

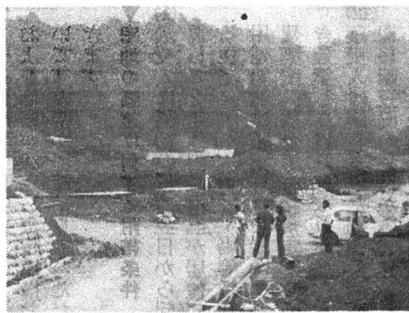
- ①道路舗装については、昭和49年度に実施する予定でありますので、ご迷惑をかけることがあると思いますがご了承願います。
- ②この区域は、地域下水道の排水区域ですから便所は水洗便所しなければなりません。水洗便所、台所、流し等の汚水(雨水は除く)は必ず各宅地内の汚水ますに流し込むよう設備していただきます。
- ③提出書類は返却いたしません。なお、申込書受け後は申込区画の変更は認めません。
- ④土地売買契約締結後、住所を變更したときは必ず届け出てください。

／待望の魚津民謡レコード盤完成／

市民のみなさんが要望していた魚津民謡レコード盤が、このほど浅尾楽器店の手によって完成されました。普通盤より倍の吹込みで限定盤(五〇〇枚)になっておりますので、おもとめになりたい方は早期に市商工水産課へ申込みください。

なお、吹込み内容は次のとおりです。

- ▽魚津松坂音頭(唄宮坂彦成)
 - ▽羽根曾音頭(唄三井清)
 - ▽鬘気楼節(唄長谷川教子)
 - ▽魚津音頭(唄霧島昇・久保幸江)
- なお、価格は七〇〇円です。
- ◎古い魚津の伝統民謡を保存しよう



(分譲地下見の若人たち)

12月2日 投票日

富山県知事選挙 県民の未来がきまる この一票

